

日・EUビジネス・ラウンドテーブル2009 7月6～7日、ブリュッセル 提言書

Working Party C 情報通信技術(ICT)

ICT活用を通じた新たな経済と社会の創造

C-EJ-1: 経済回復に向けた施策におけるブロードバンド投資とICTの重要性

経済成長と雇用創出に果たすICTセクターの役割は広く論じられ認められている。昨年6月に開催された韓国(ソウル)でのOECD閣僚会合で採択されたインターネット経済の将来についての「ソウル宣言」では、「我々のあらゆる経済、社会、文化活動がインターネットと関連ICT技術によって支えられるインターネット経済は、我々の生活の質的向上をもたらし、雇用、生産性、教育、公的サービス等の分野で我々に新たな機会を提供し、起業や緊密な国際連携を創出する上で重要な役割を果たす」と述べられている。

現下の情勢は困難であるが、日EU両政府は、世界経済危機の克服や気候変動問題への取組みにおいて、ICTと関連サービスが持つ多大な可能性を再び活用することが出来る。現下の経済危機を脱するにはICTへの継続的投資が不可欠である。ICTはあらゆる産業のインフラとして機能しており、各産業への経済対策においてICTの戦略的活用を検討すべきだ。

こうした状況に対し、日本政府は本年4月に新たなICT政策を発表し、今後3年間で、ICTの先進的な活用やICT基盤の更なる整備に3兆円を投じ、50万人の雇用を創出すると打ち出した。欧州理事会も、3月19日・20日、通信とブロードバンド整備が投資、雇用創出、及び経済全体の回復に果たす欠かせない役割につき強調した。EUの27加盟国でのブロードバンド展開を加速するために、EU政府予算から追加的に10億ユーロが用意された。この資金の象徴的な価値は、EU加盟国のそれぞれの経済回復プログラムに加えて付与されるものである。

しかし、公的資金は、実行可能な民間投資による経済的解決手段が存在しない場合のみ用いられるべきである。公的資金はインセンティブになるものの、新たな情報社会のための通信ネットワークが必要とする資金能力の不足を埋め合わせることは出来ない。ある調査では、EUで最新の固定・移動の高速ファイバー通信基盤を整備するには3,000億ユーロに及ぶ投資が必要だとしている。

一方、次世代ネットワーク整備の加速化は短期的な経済危機に対する救済手段とのみ捉えられるべきではない。最新のファイバーアクセス基盤は日本とEUの長期的な競争力を向上させるだろう。ブロードバンドと革新的なICT投資は、活力ある社会を築き、高齢化社会、医療、セキュリティ、防災等の社会的課題に取り組むにあたり不可欠である。次世代ネットワークは遠隔医療、テレプレゼンス、イーラーニングを活用した生涯教

育等の新たなサービスを可能とし、また新しい形態の電子政府により、市民が感じる行政手続きの煩雑さが軽減されるだろう。それらの分野で、ブロードバンドは、産業と様々なセクターの機関との協力関係を促進する。

その意味で、両政府は、次世代ネットワークを活用する上で規制や経済面でのインセンティブを構築するための協力を継続すべきである。そのようなICT基盤を活用しつつ、電子政府、ヘルスケア、教育、環境対策(グリーンIT)、地域活性化、デジタルコンテンツ、農業など経済対策・雇用対策として有効なアプリケーション分野の検討と戦略的投資が必要だ。時には制度改善を通じた利活用分野の拡大も必要となろう。既存のICTシステムについても、激動する環境においては絶えずそのイノベーティブな見直しが必要となる。

政府は、我々の将来社会の基盤となる高機能ネットワークや次世代 ICT 基盤整備の促進、並びに技術開発を進めるべきだ。昨今 SaaS やクラウドコンピューティングといった新たな ICT 基盤が市場で活用されている。これらは雇用創出の大部分を担う中小企業や新興企業にとって効果的なビジネス環境を創出しており、経済回復にも資するだろう。

日本とEUは世界人口の10%を下回る規模でありながら、世界GDPの40%を超える強力なパートナーであり、また、ブロードバンド利用者数においても世界の40%近くを占めるICT先進国・地域である。日本とEUはICTの先導的な利活用を通じて、イノベーションによる経済回復と活力ある社会の構築を促進すべきである。

G-EJ-2: 低炭素社会構築に向けたICTソリューション

気候変動問題は、先進国及び途上国の双方にとって最大の課題の一つとなっている。ICTの活用は低炭素社会の目的を達成するために欠かせない。ICTソリューションとサービスによって、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、他の様々なセクターにおいてもそれぞれの二酸化炭素排出量の削減を可能とする。

一方で、ICT機器の利用拡大に伴ってネットワーク機器、サーバ、ストレージ等のICT機器のエネルギー消費は増大すると言われている。加えて、機器の材料やデザインの選択は、環境全体への影響を持つ。従い、機器そのものの環境負荷低減をより一層進めるため、革新的な技術開発に向けた取組みを、官民が継続して推進することが必要である。また、そうした技術革新に加えて、使用済みのICT機器をリサイクルして環境負荷を削減するような社会制度の構築も、引き続き官民が協力して推進すべき課題である。こうした懸念に対し、日本総務省は昨年、ICT機器・サービス自体の温室効果ガス排出量削減の推進と、移動電話端末の3R(リデュース・リユース・リサイクル)についての議論を促進した。

それでもなお、ICT活用の促進による温室効果ガス排出量の削減効果については、極めて前向きな調査結果が世界で発表されてきている。

日本の「2008年度グリーンIT推進協議会調査分析委員会報告書」によれば、同委員会はIT機器自身の省エネと、ITによる社会の省エネについて定量的に評価するための物差しを独自に策定し、2025年、2050年のグリーンITの普及量と効果の定量的予測を行った。2025年のIT機器自身(サーバー、ストレージなど)の省エネ効果は、日本では温室効果ガス換算で0.2億トンから0.4億トン、世界全体では、3.8億トンから7.6億トンの削減効果が予測された。一方、2025年のITによる社会の省エネ効果(TV会議、SCM、ITS等)は、日本では温室効果ガス換算で1.0億トンから2.0億トン、世界全体では、22億トンから44億トンの削減貢献になると推定している。グリーンITの普及に向けて、グリーンIT推進協議会の産官学のパートナーシップを引き続き推進すべきである。

また、政府や産業界は、Global e-Sustainability Initiative (GeSI)のようなイニシアティブへの支援を継続すべきである。GeSIはデジタル時代の低炭素経済に関する独自調査として“SMART 2020”を発表した。報告書によると、ICTセクターの現在の温室効果ガス排出量は全体の2%だが、今後倍増するという。しかし同時に、ICTソリューションは、他の産業セクターでの削減を可能とし、世界全体の排出量の相当部分を削減可能であり、削減量は2020年には、15%に上るといふ。

この調査は、排出量削減効果の大きな4分野を特定しており、それらはスマートモーターシステム、スマートロジスティクス、スマートビルディング、及びスマートグリッドである。また“SMART 2020”によれば、ICTの活用を通じて個人と産業のエネルギー消費を管理すれば、2020年に6,000億ユーロの節約に繋がるという。このことが明白に示しているのは、ICTアプリケーションは、省エネと温室効果ガス排出量の削減を、経済成長と生産性の向上と併せて実現可能であるということだ。

ICTは、短期的には世界のエネルギー利用量の計測と計算において主要な役割を果たすであろうし、長期的にはより複雑化するシステムのプロセスの管理・最適化において重要な役割を果たすようになるだろう。人対人のコミュニケーションを促進する技術は従来からのICTの領域であるが、機械対機械のコミュニケーションによるプロセスの最適化及び自動化、人対機械のコミュニケーションによるプロセスの計測とモニタリング及び意思決定の改善は、いずれもICTが中心的な役割を果たす分野である。また協働を支援する技術、例えばテレビ会議や通信は、人の移動やビルのスペースを節約することにより、温室効果ガス排出量の削減をもたらす。

ICTの本質は効率化・省力化であり、電子政府・自治体、電子カルテ、ITS、テレワーク等、各分野においてICTの利活用を促進することにより、業務効率の改善、業務プロセスの改革、エネルギー使用効率の最適化をもたらす。欧州のデジタル産業は環境負荷軽減に対してICTが持つ貢献可能性につき積極的に情報発信をしてきている。
(EICTA Report: High Tech/Low Carbon, 2008)

ICTは、我々の環境対応の取組みを計測可能、報告可能、検証可能とすることで我々がより良く活動を管理出来るようにし、我々の考え方や振る舞いを変え、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量を削減する可能性を持っている。

ICTソリューションの導入促進に向けて、環境負荷低減効果を可視化し、市場の納得性を向上させるため、ITUの取組みにあるように、ICT活用による温室効果ガスの削減量を計測する共通の物差しとプロセスを策定するよう日EU両政府に引き続き要請する。

また、次世代のスーパーコンピュータは気候変動問題解決のためのイノベーションをもたらすだろう。より高効率な太陽電池の設計に必要な時間は、次世代のスーパーコンピュータのシミュレーションによって、従来と比較にならないほど迅速化されると言われている。また、次世代のスーパーコンピュータによって初めて光合成の機構解明が可能とも言われており、この機構を応用することで太陽光からクリーンエネルギーを生み出す新しいデバイスの実用化も期待される。こうしたイノベーションの触媒としてのICTの役割にも留意する必要がある。

両政府はイノベーションを実現するために、研究開発、実証実験を推進すると共に、積極的に成果を共有し啓発すべきである。これは先進国のみならず、今後適用拡大が予想される発展途上国における低炭素社会実現に貢献すると期待される。

C-EJ-3: ICT 活用による貿易セキュリティと円滑化の両立について

米国同時多発テロ以降、国際貿易に関する世界的なセキュリティ強化は、企業にセキュアなオペレーション実現のための経営資源負担を強いると同時に、国際サプライチェーン全体の円滑化を阻害する要因となりつつある。世界税関機構(WCO)における「基準の枠組み」等に基づき、世界各国でAEO制度や、船積前事前データ提出義務等の制度構築が進められているが、その内容は必ずしも同一のものではなく、また過度な規制強化の傾向も見受けられ、日EUのグローバル展開企業にとっては、こうした各国の制度対応に伴う、更なる企業負担の増大や円滑化阻害が懸念される。特に世界的な景気後退が進行中の昨今の経済環境下においては、新たな非関税障壁として、グローバルな経済活動を停滞させる要因にもなりかねない。

こうした環境下、日EUは協力して、セキュリティと円滑化の両立並びに、官民オペレーションの効率化を実現するための国際的な制度調和と運用に率先して取り組むべきである。特に、制度の運用と官民オペレーションを支えるICTの利活用、普及促進を通じてセキュア且つ、イノベティブな国際サプライチェーンの実現を目指すべきである。

具体的には、①通関申告情報やマニフェスト情報等に関する政府間の電子的な情報交換の実現、②AEOプログラムの日EU間相互承認に加え、更なるステップとして世界共通のAEO基準策定に向けた日EUによるイニシアティブ発揮、③国際サプライチェーンのセキュリティ確保とオペレーションの効率化に寄与するICTの普及促進、例えば、電子タグやセンサー、生体認証などの先端技術と、UCR(Unique Consignment Reference number):単一貨物識別符号等の官民共通のユニークなキー番号を活用したセキュア且つ、ビジブルな国際サプライチェーンの展開促進、④情報格差縮小に向けた中小企業へのICT基盤の展開促進、⑤これらの普及促進に向けた強力な政策的インセンティブの付与等があげられる。

世界的景気後退の環境下、日 EU が貿易セキュリティと円滑化の両立に向けたイニシアティブを発揮し、その実現手段として ICT 活用を強力に推進することが、貿易の円滑化は勿論、国際サプライチェーンの新たなイノベーションに寄与するものと考えられる。

イノベーションを促進する新たな規制・制度の枠組み

C-EJ-4: WTOのITA(情報技術協定)の維持

我々は、最も成功した通商協定の一つであるInformation Technology Agreement (ITA)を、維持(maintain)することを明白に支持する。ITAによってもたらされた情報技術製品の市場アクセス機会の増大は、世界中でイノベーション、消費者利益、生産性、貿易、投資、そして経済の成長へとつながった。ITA加盟各国は、ITA対象製品に対する関税をとり除く義務がある。しかしながら、我々は、本来ITAの対象であるべき製品が有税扱いに再分類されることを懸念しており、実際に新たな融合技術を用いたいくつかのITA対象製品が既に関税ゼロのステータスを失っている。

ITA加盟各国は、情報技術製品に対する市場アクセス機会を常に増大させることを考えなければならない。市場開放に関する合意内容とその精神は維持されなければならないし、ITA対象製品の関税削減という約束事項は遵守されなければならない。両国政府は、現在のITAの維持(maintenance)作業を可能な限り早く進めることにまず注力する必要がある。加えて、ITA加盟国の拡大に向けて協力すべきである。

C-EJ-5: 通信・放送の融合・連携によるイノベーションの推進について

ICT技術の急速な革新により、従来の通信と放送の枠組みを超えた新たなサービスが登場してきている。両政府では、通信・放送の融合・連携時代に即した法体系の抜本的な見直しを実施・検討されているが、技術の進展による新たな市場の創出、イノベーションを通じたICT産業の国際競争力の強化を目指して、柔軟なビジネス展開を可能とするような制度環境の実現が望まれる。

両政府は各国における制度整備を進めると共に、国際的な制度の整合性の確保に向けた対話・協力を行うべきである。具体的には、コンテンツの国際流通の促進や、コンテンツに係る規制に関する内外無差別の確保に向けた議論を行うべきである。

C-EJ-6: 次世代ネットワーク投資を促進する規制を

現在の経済・金融危機は、高速通信基盤の整備に対する負の影響や、通信セクターの成長率低下を招いている。しかし、通信セクターが世界経済の推進役として重要な役割を果たすべく、その持続的な回復を確保するには、望ましい規制環境が整備されなければならない。

日EU両政府は、引き続き、急速に変化している通信業界の経済的・技術的な展望を考慮するよう提言する。インターネット・プロトコルをベースとするサービスへのシフトは、イノベーションの重要なステップとなり、新たなビジネスモデルやイノベティブなサービスへのユーザの期待を創出するだろう。ビジネスと投資を支える規制環境を構築するよう政府に強く提言する。

様々な固定・移動のブロードバンド技術が促進されることで、消費者は更なる利益を享受することが出来る。現在、固定・移動のブロードバンド・トラフィックは飛躍的に増加している。通信回線の混雑状態を防ぎ、サービスの品質を保つために、将来のインターネットは、将来的サービスとユーザ需要に相応しい新しいアーキテクチャーを必要とするだろう。

従って、投資に最適な環境と、更なるインフラベースの競争の促進を確保する必要がある。ネットワークの構築や更改には莫大な投資が必要であり、不確定の将来の需要に加えて、規制上の不確実性が大きい場合には、高い経済的リスクを伴う。このため、規制環境は、ネットワーク投資へのインセンティブを与えるべきであり、投資への適切なリターンを許容すべきであると再度提言する。ICT投資とイノベーションの将来に政策担当者は重要な役割を果たす。

注記： 最近のEU側政策の動き

EUでは、政府や政策立案者が昨今の経済面や規制面での課題に対応し、次世代ネットワークに関する新たな規制アプローチに同意した。3月の欧州理事会の結論文書では、投資者と運営事業者との間で投資リスクを分散することを認めるべきだと述べた。その結果、電子通信規制枠組みのレビュープロセスにおいて、政策立案者によって初めて、市場参加者のリスク分散モデルが導入された。

C-EJ-7: 著作権補償制度・私的録音録画補償金制度の抜本的見直し及び現行補償金制度の適正化

著作権補償制度及び私的録音録画補償金制度については、デジタルコンテンツの一層の利活用の促進に向け、私的複製に関する補償制度の抜本的見直しに向けた検討を行うための日・EUの対話・協力を実施する必要がある。現状では、著作権補償金制度の下で補償されており、(少なくとも欧州においては)アナログ時代に遡る制度が適用されている。著作権補償金制度は、私的複製により生じる収益の損失を補填する方法であるが、著作権侵害に対抗する制度ではない。

これは、DRM等を活用したビジネスモデルの構築が見られる現状や個別ユーザとの利用契約を前提としたオンラインコンテンツ配信の拡大を踏まえた動きである。これらのケースにおいては、著作権補償金制度は、消費者に対して二重の支払いを課している事になり得る。制度の見直しにあたっては、現行の排他的権利の制度を尊重しながら、技術と契約により著作物の利用行為に対する経済的利益の回収を可能とする新しい流通実態も併せ、権利者やクリエイターへの適正な補償方法を総合的に勘案すべきであり、これにより消費者・権利者・機器提供者等の関係者にとって透明性・公平性の高い制

度が構築されると考える。

現在の制度は、技術の進歩や利用の実態、並びに市場競争環境を考慮した、透明性・公平性の高い制度に改善すべきである。私的複製への実際の利用や、権利者への被害状況を考慮することなく、データ容量のみに比例して課される補償金の算定方法は維持されるべきではなく、EUのCopyright Directiveに反するばかりか、利用者の利便性に応えようとする先進記録メディア技術の導入を遅らせる。上記算定方法は私的複製が起す権利者への実際の損害を反映すべきであり、情報社会の発展に向けて、技術進歩を阻害することのないようにすべきである。

C-EJ-8: EUの個人情報保護指令に基づく国際的データ転送について

事業活動のグローバル化に伴い、企業自身もグローバル化する中で、企業はグループ全体でのコンプライアンス強化やそのための本社ガバナンスが要求されており、企業内における個人情報の管理についても、最優先課題として取り組んでいる。

このようなグローバル企業は国際的な競争に常に晒されており、コンプライアンスの強化と平行して、効率化やコストダウンの必然性に迫られている。そのために、企業では既に一部業務や機能のアウトソースを始めているが、インターネット技術の進化によりアウトソース先は必ずしも自国にある必要は無く、個人情報を含むデータも国境を越えて管理、運用される必要性が高まっている。

EUの個人情報保護指令 Directive 95/46/ECは、加盟国に対し、EU外の国に個人情報を転送する際には、特定の例外を除き、指令と同じレベルの十分な保護がなされている場合のみ認めるよう求めている。

2009年のプロGRESSレポートによれば、欧州委員会は日本政府からの公式要請の受領をもって、日本の個人情報保護法の全体像を把握するための綿密な分析を開始することを検討中であり、同等性評価の手続き開始の可能性にも触れられている。日EU間の自由な個人情報の流れを実現するため、EU指令に基づく欧州委員会による日本の個人情報保護法の同等性評価を早期に開始すべきである。そのために、日本政府は欧州委員会に同等性評価開始の要請を行うべきである。

一方で、個人情報保護への産業界の対応として、国単位ではなく、それぞれの企業の事業活動の持つリスクに応じて、信頼性が高く、且つ、費用対効果に優れた仕組みを、企業グループ全体として導入、実施することが理想である。そのような企業グループ内であれば、日EU間はもとより、世界的な個人情報の転送は認められるべきである。

企業としては、グループ内で一貫した効果的な個人情報保護の仕組みの構築と実施に焦点を絞るべきであり、それぞれの国の法制度への対応コストを最小限に抑えたいと考えている。

従って、欧州委員会による同等性評価の開始と平行して、日EU政府は、企業単位で、日EU間ひいては世界的に個人情報の自由な転送を可能にする、信頼性が高く、且

つ、費用対効果に優れた仕組みの構築と実施を促進するための国際的な制度構築に向け、早期に対話を開始すべきである。

ICTの高度利用に向けた官民パートナーシップ

C-EJ-9: 情報システムの信頼性(ディペンダビリティ)や情報セキュリティの確保に向けた連携の具体化について

高度に情報化した現代において、あらゆる社会インフラをICTが支えることが可能となった。日EUの経済活動において、情報システムはそれらの社会インフラの基盤として不可欠な存在となっている。この状況において、日EU両地域は情報システムの重要性を強く認識し、信頼性(ディペンダビリティ)や情報セキュリティの確保に向けた取組みを開始している。また、両地域は社会システムに問題が発生した場合の国際的な影響と、地域間連携の必要性についても認識している。

一方、情報システムを支えるICT基盤の進化として、インターネットが広く普及したことから、SaaSやクラウドコンピューティングといった新たなサービスや技術が台頭し始めている。こうした新しいサービスは、ITを要求に応じて活用することを可能とし、セットアップやインストールに必要な時間を削減し、高価な機器及びソフトウェアの購入を代替する点で中小企業や新興企業による活用が期待される。

ICT基盤がこうした変化をとげる中、日EU両政府は、緊密に意見交換を進めることはもちろんのこと、例えば、両政府や産業界が連携して情報システムの信頼性及びセキュリティに関する定量的な管理指標や水準の在り方等について検討しSaaSやクラウドコンピューティングの活用を促進する等、両地域における連携施策を具体化していくことが不可欠である。

C-EJ-10: 官民パートナーシップの役割の強化

昨年、日EUの当局者間でICTの官民パートナーシップが電子政府の文脈において開始された。一方、政府回答としては、電子政府構築に向けた一方向の道筋が示されたものの、ICTにおける官民パートナーシップや日本とEUの更なる対話強化に向けた視点は見られなかった。

我々は、現下の経済危機は官民パートナーシップの重要性を更に増大させていると考える。民間セクターの情報、通信、及びサービス技術への投資は公的セクターの3倍に及んでおり、官民パートナーシップがもたらす利益は大きいはずだ。経済危機下において電子政府構築を促進するにあたり、ICTの官民パートナーシップの進め方について、ベストプラクティスに関する対話や共同イニシアティブを持つべきである。